

利用料について

軽費老人ホーム第2日本原荘

(1) 生活費内訳

4月～10月	月額 52,590円
11月～3月	月額 54,470円

(2) 事務費内訳

令和1年10月1日現在

	対象収入による階層区分	本人からの事務費徴収額（月額）
1	1,500,000円以下	10,000円
2	1,500,001円～1,600,000円	13,100円
3	1,600,001円～1,700,000円	16,100円
4	1,700,001円～1,800,000円	19,100円
5	1,800,001円～1,900,000円	22,300円
6	1,900,001円～2,000,000円	25,300円
7	2,000,001円～2,100,000円	30,300円
8	2,100,001円～2,200,000円	35,400円
9	2,200,001円～2,300,000円	40,500円
10	2,300,001円～2,400,000円	45,600円
11	2,400,001円～2,500,000円	50,600円
12	2,500,001円～2,600,000円	57,700円
13	2,600,001円～2,700,000円	64,800円
14	2,700,001円～2,800,000円	71,900円
15	2,800,001円～2,900,000円	79,000円
16	2,900,001円～3,000,000円	86,100円
17	3,000,001円～3,100,000円	94,200円
18	3,100,001円～3,200,000円	102,400円
19	3,200,001円～3,300,000円	110,400円
20	3,300,001円～3,400,000円	110,400円
21	3,400,001円以上	110,400円

(注1) この表における「対象収入」とは前年の収入（社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く）から租税、社会保険料、医療費、当該施設における特定施設入所者生活介護の利用者負担分等の必要経費を控除した後の収入をいう。

(注2) 本人からの事務費徴収額（月額）は、上表により求めた額とする。但し、その額が当該施設における事務費を超えるときは、当該施設の事務費（月額）を本人からの事務費徴収額（月額）とする。

(注3) 夫婦で入居する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合の夫婦それぞれの事務費徴収額については、上記表の額から30%減額した額を本人からの事務費徴収額（月額）とする。この場合100円未満は切り捨てとする。

○本人自己負担額（月額）

生活費+事務費+日常諸費（電気代、電話代、諸費）の合計額